

平成 29 年 2 月 10 日

各 位

会 社 名 ライオン株式会社
代 表 者 取締役社長 濱 逸夫
(コード番号 4912 東証第一部)
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーションセンター部長 藤澤 靖
(TEL 03-3621-6661)

業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下同じ。）および執行役員（以下、取締役と併せて「取締役等」といいます。）を対象とした新しい株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、取締役に対する本制度の導入に関する議案を、平成 29 年 3 月 30 日開催予定の第 156 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

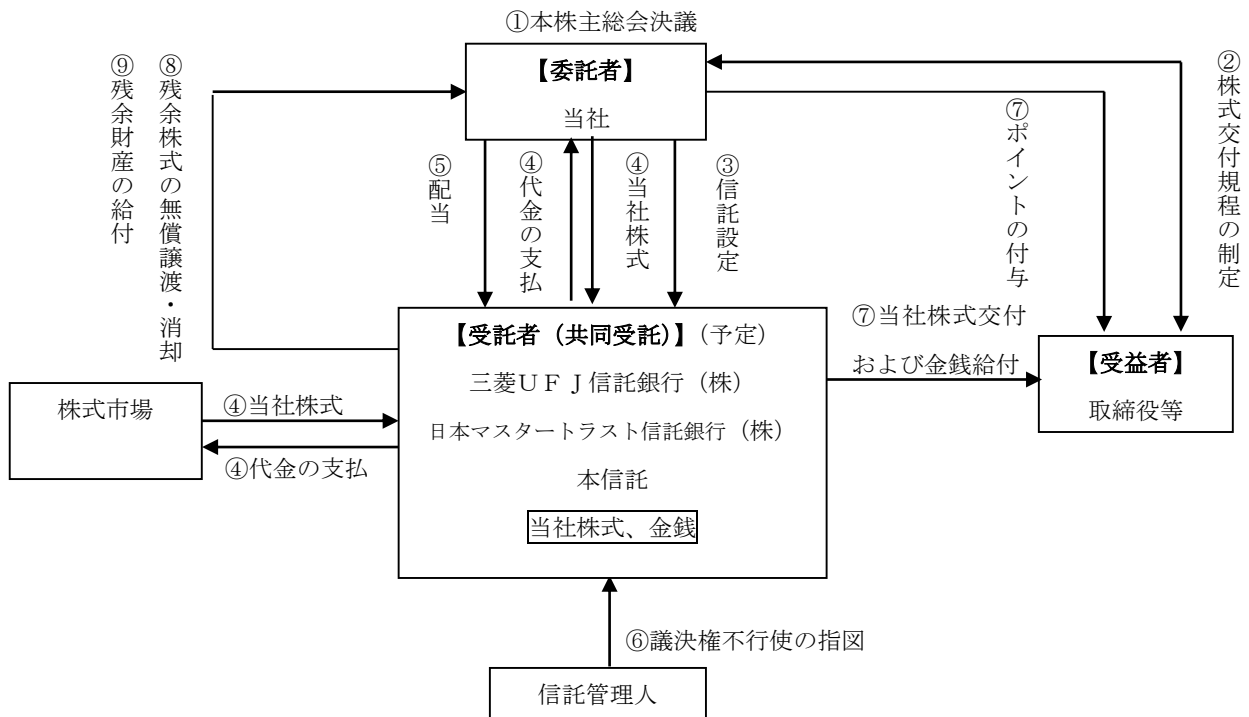
1. 本制度の導入について

- (1) 当社は、取締役等を対象として、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、本制度を導入いたします。※1
- (2) 本制度の導入は、本株主総会において取締役を対象とした本制度の導入に関する議案に係る承認を得ることを条件とします。※2
- (3) 本制度では、役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P 信託」といいます。）と称される仕組みを採用します。B I P 信託とは、米国の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランです。当社は、取締役等の退任後に、B I P 信託により取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を業績目標の達成度等に応じて、交付および給付（以下「交付等」といいます。）します。
- (4) 当社は、本制度の実施のため設定した B I P 信託（以下「本信託」といいます。）の信託期間が満了した場合、新たな本信託を設定し、または信託期間の満了した既存の本信託の変更および追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しております。

※1 当社は、取締役会の諮問機関として、社外取締役および社外監査役で構成される報酬諮問委員会にて、本制度の導入を審議しております。

※2 本制度の導入に伴い、現行の株式報酬型ストック・オプション制度は廃止し、新規に新株予約権の付与は行わないこととします。これにより、取締役の報酬は、「固定報酬」、「賞与」および「業績連動型株式報酬」により構成されることとなります。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役については「固定報酬」のみによって構成されます。

2. 本制度の概要



- ① 当社は、取締役を対象とする本制度の導入に関して、本株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は、取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で取締役に対する報酬の原資となる金銭を拠出するとともに、執行役員報酬の原資となる金銭を拠出し、これらを合わせて三菱UFJ信託銀行株式会社（受託者）に信託し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする本信託を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として、当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。本信託が取締役に対する交付等の対象として取得する株式数は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。なお、本信託内の当社株式は、取締役報酬の原資となる金銭および執行役員報酬となる金銭の金額に応じて勘定を分けて管理されます。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、役位および毎事業年度における業績目標の達成度等に応じて、毎年、取締役等に付与されるポイント数（下記（5）に定めます。）が決定され、そのポイント数は信託期間中累積します。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該取締役等の退任時に累積したポイント数に応じて当社株式等について交付等を行います。
- ⑧ 業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本制度またはこれと同種の新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議によりその消却を行う予定です。

- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(注) 受益者要件を満たす取締役等への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当社は、取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得資金として、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、追加で金銭を信託する可能性があります。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が掲げる中期経営計画の対象となる期間に対応した3事業年度（以下「対象期間」といいます。）を対象として、役員および毎事業年度の業績目標の達成度等に応じて当社株式等の交付等を取締役等の退任後に行う制度です。ただし、平成29年に設定する本信託については、現中期経営計画の残存期間である平成29年12月31日で終了する事業年度および新中期経営計画の対象となる平成30年12月31日で終了する事業年度から平成32年12月31日で終了する事業年度までの合計4事業年度を対象期間とします。

本制度による役員報酬は、毎事業年度に一定のポイント数を付与する「固定部分」と、中期経営計画対象期間中の毎事業年度の業績目標達成度に応じてポイント数を付与する「業績連動部分」から構成されます。「固定部分」は、当社株主との利害の共有化を目的とし、「業績連動部分」は、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高める取締役等のインセンティブとします。「固定部分」と「業績連動部分」との割合は、役員別に定める株式報酬基準額のそれぞれ1/2とします。

(2) 制度導入にかかる本株主総会決議

本株主総会において、取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得のための本信託への拠出金額の上限および取締役に対して交付等が行われる当社株式等の1年あたりの上限その他必要な事項を決議します。

なお、下記(4)イの信託期間の延長を行う場合は、取締役を対象とする報酬については、本株主総会で承認を受けた範囲内で、信託期間の満了時に信託契約の変更および追加信託を行うことを取締役会の決議によって決定します。

また、本信託による執行役員を対象とする報酬については、必要な事項を取締役会の決議によって決定します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役等は、退任（死亡により退任する場合および執行役員が取締役に就任する場合を含みます。以下同じ。）後、受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、ポイント数（下記(5)に定めます。）に相当する数の当社株式等について、本信託から交付等を受けます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 対象期間中に取締役等として在任していること（対象期間中、新たに取締役等になった者を含む。）
- ② 当社の取締役等を退任していること*
- ③ 自己都合もしくは解任により退任した者、在任中に一定の非違行為があった者または会社に許可なく同業他社に就職した者でないこと

- ④ 下記（５）に定めるポイント数が決定されていること
- ⑤ その他業績連動型株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

※ 下記（４）ウの信託期間の延長が行われ、延長期間の満了時においても本制度の対象者が取締役等として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して取締役等の在任中に当社株式等の交付等が行われることとなります。

（４） 信託期間

ア 当初の信託期間

平成 29 年 5 月 31 日（予定）から平成 33 年 5 月末日（予定）までの約 4 年間とします。

イ 本信託の継続

本信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、さらに 3 年間本信託の信託期間を延長し、当社は延長された期間ごとに、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に付与されるポイント数（下記（５）に定めます。）の決定を継続します。

ウ 本信託の終了の取扱い（追加拠出を伴わない信託期間の延長）

本信託期間の満了時に信託契約の変更および追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役等に付与されるポイント数の決定は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、当該取締役等が退任し、当社株式等の交付等が完了するまで、本信託の信託期間を延長させることがあります。

（５） 取締役等に交付等が行われる当社株式等の数

当社は、信託期間中の毎事業年度（初回は平成 29 年 12 月 31 日で終了する事業年度）末日に在任している取締役等（毎事業年度末日をもって任期満了等により退任した取締役等を含みます。）に対して、以下のポイント数算定式をもとに算出されるポイント数を、毎事業年度終了後の所定の時期に付与します。付与されたポイント数は、毎年累積し、取締役等の退任時には累積したポイント数に応じて当社株式等の交付等を行います。

取締役等に付与するポイント数は、取締役等の役位に応じて定めた役位別の株式報酬基準額の 1/2 にあたる固定部分（以下「固定基準額」といいます。）と、残りの 1/2 にあたる業績連動部分（以下「業績連動基準額」といいます。）に業績連動係数[※]を乗じたものを合計し、本信託による当社株式の平均取得単価（以下「平均取得単価」といいます。）で除して算出します。

（ポイント数算定式）

$(\text{固定基準額} + \text{業績連動基準額} \times \text{業績連動係数}^{\ast}) \div \text{平均取得単価}$

※ 業績連動係数は、毎事業年度における連結経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益の目標達成度に応じて変動します。目標達成度が 100% 以上である場合には、達成度に応じて 1.00～2.00 の範囲（小数点第 2 位未満切り捨て）で変動し、達成度が 100% 未満の場合は 0 となります。

1 ポイントは当社株式 1 株とし、1 ポイント未満の端数は切り捨てます。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1 ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

(6) 取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得のために本信託に拠出する信託金の上限および取締役に対して交付等が行われる当社株式等の株数の上限

対象期間内に当社が、取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得のために本信託に拠出する信託金の上限額および取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数の上限は、本株主総会決議において承認されることを条件として、以下のとおりとします。

取締役に対する交付等の対象とする当社株式取得のための信託金の当初の上限額 6 億円^{※1} ^{※2}

※1 上記(4)イの本信託の継続を行う場合は、4.5 億円を当該継続の際の上限額とします。

※2 信託金の上限額は、現在の取締役の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬および信託費用を加算して算出しています。

1 事業年度あたりに取締役に対して交付等が行われる当社株式等の総数の上限 90,000 株^{※3} ^{※4}

※3 1 事業年度あたりに取締役に対して交付等が行われる当社株式等の総数の上限は、上記の信託金の上限額を踏まえて、過去の株価等を参考に設定されています。

※4 当初の対象期間において、取締役への交付等の対象として本信託が取得する株式数（以下「取得株式数」といいます。）は、かかる 1 事業年度あたりに取締役に対して交付等が行われる当社株式等の総数の上限に信託期間の年数である 4 を乗じた数に相当する株式数（360,000 株）を上限とします。なお、上記(4)イによる本信託の継続を行う場合は、対象期間における取得株式数は、かかる 1 事業年度あたりに取締役に対して付与するポイント数の総数の上限に信託期間の年数である 3 を乗じた数に相当する株式数（270,000 株）を上限とします。

(ご参考)

当社は、上記に加え、執行役員に対する交付等の対象とする当社株式の取得のための金銭を信託し、本信託において勘定を分けて管理します。当初の対象期間において、執行役員に対する交付等の対象とする当社株式取得のための信託金の上限額は 4.8 億円、交付等が行われる当社株式等の総数の上限は 288,000 株を予定しております。

なお、本信託による執行役員を対象とする報酬については、必要な事項を取締役会の決議によって決定します。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、当社（自己株式処分）または株式市場からの取得を予定しています。取得方法の詳細については、本株主総会決議後に改めて当社で決定し、開示いたします。

(8) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法

受益者要件を満たす取締役等は、ポイント数の 70%に相当する当社株式（単元未満株式については切り捨て）の交付を本信託から受け、残りのポイント数に相当する株式数については本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けます。なお、受益者要件を満たす取締役等が死亡した場合は、当該取締役等の相続人が、ポイント数の全てに相当する株式数の当社株式を本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けます。

(9) 本信託内の当社株式の議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用に充てられます。なお、信託報酬および信託費用に充てられた後、本信託の終了時に残余が生じる場合には、当社および取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。なお、本信託を継続利用する場合には、当該残余資金は株式取得資金として活用されます。

(11) 本信託の終了時の取扱い

業績目標の未達成等により、本信託の終了時(上記(4)ウによる本信託の継続を行った場合は延長された信託期間の終了時)に残余株式が生じる場合は、株主還元策として、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しております。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|----------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託) |
| ②信託の目的 | 取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社(予定)
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(予定)) |
| ⑤受益者 | 取締役等のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者 |
| ⑦信託契約日 | 平成29年5月31日(予定) |
| ⑧信託の期間 | 平成29年5月31日(予定)～平成33年5月末日(予定) |
| ⑨制度開始日 | 平成29年6月1日(予定) |
| ⑩議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫信託金の上限額 | 取締役分6億円(予定)(信託報酬および信託費用を含む)
執行役員分4.8億円(予定)(同上) |
| ⑬帰属権利者 | 当社 |
| ⑭残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

(注) 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあるものとします。

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|---------|--|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。 |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書にもとづき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

以上